

市第59号議案

横浜市特別会計設置条例の一部改正

横浜市特別会計設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市特別会計設置条例の一部を改正する条例

横浜市特別会計設置条例（昭和39年 3 月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 5 号を次のように改める。

(5) 横浜市母子父子寡婦福祉資金会計

附 則

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

提 案 理 由

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、横浜市母子寡婦福祉資金会計の名称を変更するため、横浜市特別会計設置条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市特別会計設置条例（抜粋）

$\left( \frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$

（設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項の規定により、本市における事務事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次のとおり特別会計を設置する。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

- (5) 横浜市母子父子寡婦福祉資金会計  
横浜市母子寡婦福祉資金会計

（第 6 号から第 18 号まで省略）